

滋賀県立美術館増築その他設計業務委託に係る 公募型プロポーザルの説明書

審査委員会委員長からのメッセージ

岡倉天心が、せめて美術を展覧する場所を、と訴えてから百数十年、東京はもとより全国で多くの公立私立の美術館が建てられてきました。しかし、時代は変わりつつあります。

生成AIの登場により、芸術の「創造する力」自体が問われ始めています。

さらに、人口も経済も縮退を余儀なくされる中、文化こそが「心の拠り所」なのだ、という認識が生まれつつあると思っています。

文化施設の中核のひとつである美術館は、これに応えるものであるべきでしょう。

滋賀県立美術館は、豊かな環境に恵まれた公園の美術館として人々に親しまれて四十年の歳月を重ねてきました。

この度、既存部の改修と新しい機能の拡充に当たり、広く全国に意欲と志のある設計者の提案を募ることになりました。

美術とは何か、美術館とは何か、芸術とは何か、人間とは何か、美術館とはそうした熱い問いが錯綜する場であるべきです。美術・芸術を展覧し称揚しうる新たな場の提案をお願いしたい。

滋賀県の今回の意欲と試みにご賛同いただき、次の世代に自信を持って手渡せるような優れた提案をしていただくよう、お願いいたします。

内藤 廣

趣旨（選定審査委員会審査部会より）

多様性を包み込み、未来をひらく「美の拠点」へ

昭和59年（1984年）、「滋賀県立近代美術館」として開館して以来、当館は「びわこ文化公園」の豊かな自然の中で、地域文化の発展を支える中核施設としての役割を果たしてきました。しかし、開館から40年以上が経過し、建物の経年劣化や環境性能の向上、アクセス改善など、ハード面の深刻な老朽化への対応が喫緊の課題となっています。平成25年度（2013年度）に策定した「新生美術館基本計画」に基づいて、厳正な審査の末に優れた設計者を選定し、改修・増築のための設計作業を行ってきましたが、平成29年（2017年）の入札不落を機に計画を中断するという苦渋の決断を行いました。

しかし、この試練を契機として、社会情勢の変化を見据えた大きな方針転換へと舵を切りました。令和3年（2021年）、安全確保のための最小限の改修を経てリニューアルオープンを果たしています。その際、時代を限定する「近代」の2文字を館名から外し、「滋賀県立美術館」へと生まれ変わりました。これは、芸術文化の多様性を認め、人がつくった多様なものに触れることで、社会や環境の多様性を深く感得できる場を目指すという決意の表れです。今、美術館に求められる役割は単なる展示の場にとどまりません。市民が日常的に芸術に触れ、他者とのつながりを感じる場であり、医療・福祉と連携した「社会的処方」を通じて人々のウェルビーイングを支える場です。

さらに、観光や教育、地域振興といった多様な分野と結びつき、社会へ開かれた存在になることが求められています。こうした背景から、令和6年（2024年）に「美術館魅力向上ビジョン」を策定し、対話鑑賞などの特色ある取組の知見を活かしながら、積み残された施設機能や面積の課題に向き合ってきました。そして令和8年（2026年）3月、これまでの歩みと未来に向けた機能向上の方向性を示す「美術館整備基本計画」をとりまとめました。

本プロポーザルは、昨今の厳しい建設情勢を共に乗り越え、このビジョンを優れたクオリティで具現化するための「パートナー」を選定するためのものです。びわこ文化公園という比類なきロケーションの価値を最大化し、「子どもも大人も来たくなる、未来をひらく美術館」を共に創り上げることに道を拓く、現実的かつ意欲的な提案を期待しています。

1 委託業務概要

(1) 業務の概要

ア 業務名

令和8年度第S-1号 滋賀県立美術館増築その他設計業務委託

イ 業務内容

本建築設計業務委託は、「滋賀県立美術館整備基本計画（令和8年3月策定）」に基づき、新たな美術館として整備するため、新館の増築、既存館の改修および、びわこ文化公園（以下「公園」という。）の整備に必要な、以下の設計業務等を委託する。

本業務では基本設計業務および実施設計業務を委託する。

[委託する設計業務]

- (ア) 建築設計（基本設計および実施設計） 一式
美術館整備 増築 3,500㎡～4,000㎡程度（純増面積）
改修 8,000㎡程度（設計内容により変動）
- (イ) (ア)に係る電気設備設計 一式
- (ウ) (ア)に係る機械設備設計 一式
- (エ) (ア)に係る外構工事設計 一式
- (オ) 公園整備設計（基本設計および実施設計） 一式
※ 駐車場整備やトイレ建替等も含む
- (カ) 既存館について現行の建築基準法および各種法令に適合しない部分に係る現行法適合改修設計（実施設計） 一式
- (キ) 工事費積算
- (ク) 建築基準法に基づく性能評価、大臣認定、計画通知、許可、承認等に伴う関係諸官庁への申請用図書の作成および手続（申請手数料は別途）
- (ケ) 消防法に基づく関係諸官庁への申請用図書の作成および手続（申請手数料は別途）
- (コ) 都市計画法に基づく証明等の関係諸官庁への申請用図書の作成および手続（申請手数料は別途）
- (サ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律による適合性判定用図書の作成および手続（申請手数料は別途）
- (シ) 一団地認定範囲内の建築物にかかる日影規制の再検討
- (ス) その他、設計に伴う関係諸官庁への申請用図書の作成および手続（申請手数料は別途）

ウ 業務条件

- (ア) 滋賀県立美術館増築その他設計業務委託に係る設計委託費は次のオに記載の額を上限とし、滋賀県立美術館に求められる機能を維持しつつ、可能な限り工事費の縮減を図るものとする。
- (イ) 予定工事費（外構や公園整備等を含む。）は、別途伝える。

エ 履行期限

契約締結日より5日以内の日から令和11年3月23日まで

オ 委託上限額（基本設計および実施設計）および支払年度区分

630,745,500円以内（消費税および地方消費税を含む）

また、内訳および支払年度区分は以下のとおりとする。

建築設計および公園設計:630,745,500円（R8:0%、R9:約38%、R10:約62%）以内

(2) 業務の詳細な説明

別記『滋賀県建築工事設計業務委託特記仕様書』（設計概要書含む。）のとおりとする。

(3) スケジュール

ア	公告	令和8年10月23日（金）
イ	質問期限（参加表明書等に係るもの）	令和8年11月4日（水）午後4時まで
ウ	最終回答予定（参加表明書等に係るもの）	令和8年11月11日（水）
エ	参加表明書等の提出期限	令和8年11月24日（火）午後4時まで
オ	公募型プロポーザル参加資格審査申請書の提出期限（必要な者のみ）	令和8年12月4日（金）午後4時まで
カ	第一次審査	令和8年12月中旬（予定）
キ	第一次審査結果通知 （技術提案書の提出要請）	令和8年12月下旬（予定）
ク	現地説明会等（一次通過者対象）	令和8年12月28日（月）（予定）
ケ	質問期限（技術提案書に係るもの）	令和9年1月12日（火）午後4時まで
コ	最終回答予定（技術提案書に係るもの）	令和9年1月19日（火）
サ	技術提案書の提出期限	令和9年2月12日（金）午後4時まで
シ	第二次審査	令和9年3月上旬（予定）
ス	第二次審査結果通知 （契約予定者の特定）	令和9年3月10日（水）（予定）
※	<u>質問に対する回答は、準備が整い次第順次ホームページに掲載する。</u>	

(4) 発注者

滋賀県知事 三日月 大造

(5) 事務局

滋賀県立美術館美術館創造・リレーション課

所在地 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1

電話番号 077-543-2111

ファックス番号 077-543-2170

メールアドレス museum@pref.shiga.lg.jp

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格について

このプロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次の(1)から(8)までに掲げる要件を全て満たすこと。また、プロポーザル参加者が設計共同体の場合には、全ての構成員が次の(1)から(5)までに掲げる要件を全て満たすとともに、構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）が次の(6)に掲げる要件を満たし、設計共同体が次の(7)から(9)までに掲げる要件を満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のアまたはイに該当すること。

ア 滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（本公告の日（以下「公告日」という。）において最新のものの。）の建築設計監理の「設計監理」部門に登録されている者であること。

イ アに規定する者以外の者でプロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加資格審査申請書に次に掲げる提出書類を添付し、次に示すとおり郵送または持参により提出し、このプロポーザルに参加する資格があると認められた者であること。

(ア) 提出書類

(a) 経営規模等総括表

(b) 建築設計に係る実績調書

- (c) 建築設計に係る技術者経歴書
- (d) 財務諸表類
- (e) 法人にあっては、登記事項証明書（公告日の前日（以下「審査基準日」という。）において、発行後3か月以内のものに限る。）の写し
- (f) 登録証明書（審査基準日において、発行後3か月以内のものに限る。）の写し
- (g) 支店等から参加する場合にあっては、委任状
- (イ) 申請書類の受付期限 令和8年12月4日（金）午後4時まで
 ※ 参加表明書等の提出期限は令和8年11月24日（火）午後4時までのため、注意すること。
- (ウ) 申請書類の受付場所 滋賀県立美術館美術館創造・リレーション課
 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1 電話 077-543-2111
- (エ) 申請をする者に必要な要件 審査基準日において建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (オ) 資格審査の項目 審査基準日の直近2年の各事業年度における経営規模、業務実績および技術者経歴ならびに審査基準日の前日における技術者数
- (カ) 資格審査の結果 申請者には、公募型プロポーザル参加資格審査結果通知書により通知する。
- (キ) 資格の効力 本プロポーザルに限るものとする。
- (3) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準第2条第1項の規定に基づく入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5) その他の要件
 - ア 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - (イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - (ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - (エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - (オ) 銀行取引停止処分がなされている者
 - イ 本手続における提出書類の重要な事項について虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
 - ウ 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

- (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している
と認められる者
- エ 本プロポーザルの審査委員が自ら主宰し、または役員もしくは顧問として関与する
法人および審査委員または美術館職員と密接な利害関係を有する者は、本プロポーザ
ルに参加することができない。
- (6) 平成18年4月1日から審査基準日までに完了した、美術館または博物館の用途の新
築、増築または改築に係る建築設計業務の実績（元請の実績に限る。基本設計または実
施設計の種別は問わない。）があること。美術館または博物館については、建築基準法
（昭和25年法律第201号）上の用途が当該用途であるものを対象とする。また、複合施設
の一部に美術館または博物館の用途が含まれている場合も、実績として認める。なお、
共同企業体の構成企業としての実績は、代表構成員または構成員のいずれでも実績とし
て認める。事務所の実績の扱いについて、配置予定技術者が事務所に所属している場
合、現所属における実績に限らず、前・元所属における実績を含めることができ、事務
所の実績として扱うことができる。ただし、前・元所属における実績を含める場合、様
式1の注3に記載する書類を併せて提出すること。
- (7) 配置予定技術者の要件（建築設計）
予定技術者について、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 予定技術者の配置
管理技術者、総合担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任技術者、電
気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者を各1名配置すること。なお、
各技術者は、本プロポーザル内において兼務することができないこととする。（P16参
照）
- イ 予定技術者の資格
- (ア) 管理技術者および総合担当主任技術者は、一級建築士であること。
(イ) 構造担当主任技術者は、構造設計一級建築士であること。
(ウ) 電気設備担当主任技術者または機械設備担当主任技術者のいずれかは、設備設
計一級建築士であること。
- ウ その他
総合担当主任技術者は、審査基準日時点の手持ち業務（契約予定者として特定さ
れている未契約のものを含む。）の件数が5件未満である者とする。
- (8) 配置予定技術者の要件（公園設計）
予定技術者について、次に掲げる要件を満たす者であること。
- ア 予定技術者の配置
管理技術者および照査技術者は、土木設計業務等共通仕様書に定める「滋賀県が発
注する土木設計業務における資格要件」のうち（県土整備部関係）の業務Aに対応す
る技術者（部門指定：造園）を配置すること。「技術士」については、建設コンサル
タント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）における造園部門の要件と同じく、建
設部門（都市及び地方計画）または総合技術監理部門（都市及び地方計画）の資格保
有者で、造園部門に係る業務に関し実務の経験を有する者であること。なお、管理技
術者および照査技術者は、本プロポーザル内において兼務することができないことと
する。（P16参照）
- イ その他
(8)アの予定技術者については、建築士法による一級建築士の免許を受けている者
で、ランドスケープデザイン等に関し、一級建築士の免許を受けた後5年以上の実務
経験を有する者としてすることができる。
- (9) 設計共同体の資格要件
- ア 自主的に結成された設計共同体であること。
イ 構成員の数が3者以下であること。
ウ 代表構成員は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ、出資
比率が最大であること。
エ 各構成員の出資比率が20%以上であること。

オ いずれの構成員も、単体または他の設計共同体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

3 参加表明書等の提出について

(1) 参加表明書等の提出方法

ア 提出方法

参加を希望する者は、持参または簡易書留郵便による郵送により提出するものとする。(郵送の場合の送料は自己負担とし、提出期間内に必着のこと。)

イ 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式1)、誓約書(様式1-1)
- (イ) 業務実施体制(様式2)
- (ウ) 予定技術者の経歴等(様式3)
- (エ) 過去20年間の同種または類似業務の実績(様式4)
- (オ) 実施方針・実施フロー・工程表(様式5)
- (カ) 一級建築士事務所の登録証明書(審査基準日において、発行後3か月以内のものに限る。)の写し
- (キ) 組合員リスト(組合の場合においては、組合員リストを提出すること。なお、組合員リストに載っている建築士事務所については、重複してプロポーザルに参加できないものとする。)
- (ク) 設計共同体協定書(設計共同体の場合のみ)(様式6)
- (ケ) 新しい美術館に対する考え方(様式7)

ウ 提出期間

令和8年10月23日(金)午前9時から

令和8年11月24日(火)午後4時まで

エ 提出部数 正本1部、写し1部、無記名の写し15部、PDFデータ一式を保存したCD-Rを1枚提出する。

オ 参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
業務実施体制 (様式2) 【参加表明書提出時に添付】	【建築設計】 ・管理技術者、総合担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任技術者、電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者を記載する。なお、各技術者は、本プロポーザル内において兼務することができないこととする。管理技術者は、受注者が会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。 ・技術提案書の提出者以外の協力事務所等に所属する者を主任技術者とする場合には、協力事務所名等も記載すること。 ・他の協力事務所等に当該業務の一部を再委託する場合、または学識経験者の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先または協力先、およびその理由(協力事務所の技術的特徴等)を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分(管理技術者の業務および総合担当主任技術者の業務)を再委託してはならない。 ・設計共同体の場合、管理技術者および総合担当主任技術者は代表構成員から配置する。 【公園設計】 ・管理技術者および照査技術者は、土木設計業務等共通仕様書に定める「滋賀県が発注する土木設計業務における資格要件」のうち(県土整備部関係)の業務Aに対応する技術者(部門指定：造園)を配置すること。「技術士」については、建設コンサルタント登録規程における造園

	部門の要件と同じく、建設部門（都市及び地方計画）または総合技術監理部門（都市及び地方計画）の資格保有者で、造園部門に係る業務に関し実務の経験を有する者であること。なお、管理技術者および照査技術者は、本プロポーザル内において兼務することができないこととする。 ・上記の予定技術者については、建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、ランドスケープデザイン等に関し、一級建築士の免許を受けた後5年以上の実務経験を有する者として記載することができる。 ・技術提案書の提出者以外の協力事務所等に所属する者を管理技術者および照査技術者とする場合には、協力事務所名等も記載すること。 ・他の協力事務所等に当該業務の一部を再委託する場合、または学識経験者の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先または協力先、およびその理由（協力事務所の技術的特徴等）を記載するものとする。
予定技術者の経歴等 （様式3） 【参加表明書提出時に添付】	【建築設計】 ・管理技術者、総合担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任技術者、電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者について、経歴等を記載する。 ・総合担当主任技術者以外の担当者の手持ち業務は、審査基準日時点の、滋賀県および滋賀県以外の発注者のものも含めすべて記載する。 ・予定技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・管理技術者、総合担当主任技術者、構造担当主任技術者、積算担当主任技術者、電気設備担当主任技術者および機械設備担当主任技術者について様式3を用い、予定技術者1名につきA4版1枚に記載する。ただし、様式3の記載事項については、「過去20年間の同種または類似業務の実績」の有無についての評価には用いない。（様式4を評価に用いる） ・所有技術資格欄については、技術者要件となっている資格等について記載するとともに、その資格証の写しを添付すること。 【公園設計】 ・管理技術者および照査技術者について、経歴等を記載する。 ・所有技術資格欄については、技術者要件となっている資格等について記載するとともに、その資格証の写しを添付すること。 ・管理技術者および照査技術者について様式3を用い、予定技術者1名につきA4版1枚に記載する。 ・予定技術者については、建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、ランドスケープデザイン等に関し、一級建築士の免許を受けた後5年以上の実務経験を有する者として記載することができるため、適用する場合は業務経歴等欄に業務実績の名称と実施期間を記載すること。
過去20年間の同種または類似業務の実績 （様式4） 【参加表明書提出時に添付】	・<u>事務所、管理技術者、総合担当主任技術者および構造担当主任技術者</u>が過去に従事した同種または類似業務について実績を記載する。 ・「同種または類似業務」は下記のとおりとする。 【同種業務】 延べ面積が1,000㎡以上（※）の公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項若しくは（三）項の用途に供する建築物）で、新築、増築（増築する部分に限る）または改築工事の建築設計 【類似業務】 延べ面積が500㎡以上（※）の公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項若しくは（三）項の用途に供する建築物）で、新築、増築（増築する部分に限る）

	または改築工事の建築設計 ※増改築とあわせて改修を行っている場合、改修部分の面積を除く ・記載する業務は平成18年4月1日から審査基準日までに完了した業務とする。 ・基本設計または実施設計の種別は問わない。 ・業務の実績は、国内の本社または支店の業務実績をもって判断する。 ・図面、写真等を引用する場合も含め、1件につきA4版1枚（片面）に収める。 ・記載する業務について、事務所名や従事者名がわかる書類（契約書、掲載雑誌の写し等）を添付すること。
実施方針・実施フロー・工程表 （様式5） 【参加表明書提出時に添付】	・実施方針は、業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上（意匠、構造、設備の各分野）の配慮事項、その他業務上の配慮事項等を簡潔に記述する。 ・発注者のニーズや意見を把握し、情報、イメージを共有し、集約・調整して設計に反映させていく方法についても必ず記載すること。 ・実施方針はA4版1枚（片面）に、実施フローおよび工程表はA4版1枚（片面）に、合わせてA4版2枚に記載する。
新しい美術館に対する考え方 （様式7） 【参加表明書提出時に添付】	・「新しい美術館」とは、滋賀県立美術館整備基本計画が目指す美術館のことであり、既存棟、増築棟、公園が一体となって、未来に向けた機能向上を実現させる考え方を記述する。 ・様式7 A3版1枚（片面）に記載する。 ・記載にあたり、表現方法は自由とする。概念図、図表、写真を用いることは支障ないが、詳細な記述を盛り込んだ設計図書としないこと。

(2) 提出先

1 (5)に記載の事務局に同じ。

4 技術提案書の提出について

(1) 技術提案書の提出方法

ア 提出方法

1 (5)に記載の事務局に持参または簡易書留郵便による郵送により提出するものとする。（郵送の場合の送料は自己負担とし、提出期間内に必着のこと。）

イ 提出書類

(ア) 実施方針・実施フロー・工程表（様式8）

(イ) 技術提案書（様式9）

(ウ) 特定テーマに対する技術提案（様式9－①～③）

(エ) 見積書（業務名は「令和8年度第S－1号 滋賀県立美術館増築その他設計業務委託」とし、消費税および地方消費税を含む価格で見積もること。）（様式10）

ウ 提出期間

令和9年2月9日（火）午前9時から

令和9年2月12日（金）午後4時まで

エ 提出部数

正本1部、写し1部、無記名の写し15部、PDFデータ一式を保存したCD－Rを1枚提出する。

(2) 提出先

1 (5)に記載の事務局に同じ。

(3) 技術提案を求めるテーマ（特定テーマ）

技術提案書の記載にあたっては、「滋賀県立美術館整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を熟読し、次のア～オについて技術提案書を提出すること。

ア 新築棟・既存棟・公園が一体となって基本計画が求める環境を創出できるよう、骨太な枠組みの提示。

イ 基本計画の肝であるキッズアートセンターを創造的に位置づけた計画について、現在の日本における少子化や経済格差等が進行する状況を勘案した、確度の高いあり方でキッズアートセンターを中心に据えるための方策の提示。

ウ 美術館が所蔵する重要な作品群をオープン・ストレージ（本件では、開かれた収蔵庫だけでなく、収蔵庫としての展示室も含む）などの方法を用いて、適切な方法で作品群を後世に伝えるための方策の提示。

エ 豊かな外部空間や環境を保持しながらも、それが十二分に活用されているとはいえない現況を鑑み、公園から美術館、美術館から公園へと楽しく誘う流れを創出する方策の提示。

オ 建設産業を取り巻く昨今の厳しい状況を現実的に受け止め、時々変化する市場動向を読み込んだ事業計画とイニシャルコストの合理化はもちろん、ライフサイクルコストの抑制、環境負荷低減などにも目配りしながら実装する方策の提示。

(4) 技術提案書等の作成および記載上の留意事項

ア 技術提案書等作成上の基本事項

プロポーザルは、調査、検討および設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書等については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

イ 技術提案書等の作成方法

技術提案書等の様式は、別添の様式8～10に示すとおりとする。（用いる文字は横書き、サイズは10ポイント以上とする。余白や行間等は特に指定しない。また、白黒、カラー等についても特に指定しない。）

ウ 技術提案書等の内容に関する留意事項

実施方針・実施フロー・工程表 （様式8） 【技術提案書提出時に添付】	・二次審査書類の提出までに、より検討が深まることを想定し、提出を求める。 ・一次審査書類の提出内容から変更が無い場合は、一次審査時と同様の内容でもよい。 ・実施方針は、業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上（意匠、構造、設備の各分野）の配慮事項、その他業務上の配慮事項等を簡潔に記述する。 ・発注者のニーズや意見を把握し、情報、イメージを共有し、集約・調整して設計に反映させていく方法についても必ず記載すること。 ・実施方針、実施フロー、工程表はA3版1枚（片面）に記載する。
特定テーマに対する技術提案 （様式9および様式9-①～③）	・本説明書の4(3)ア～オの技術提案を求める、特定テーマに対する取組方法を具体的に記載する。 ・記載にあたり、概念図、図表、既往成果、写真を用いることは支障ないが、詳細な記述を盛り込んだ設計図書としないこと。 ・5つのテーマに対する取組方法をA3版3枚（片面）以内に記載する。

【技術提案書提出時に添付】	・ 記載内容が、本説明書の 4 (3) ア～オのどの提案に該当するか、わかり易く表記すること。
参考見積書 (様式 10) 【技術提案書提出時に添付】	・ 本業務に係る参考見積書を提出すること。 ・ A 4 版 (片面) に記載する。

エ 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

オ 技術提案書の無効

提出書類について、この書面および別添の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。

5 審査方法等について

(1) 第一次審査

ア 第一次審査の方法

発注者が設置する選定審査委員会審査部会において、参加表明書および添付書類を下記の評価基準に基づいて審査し、評価点の高い者から 5 者程度を第一次審査通過者として選定する。

なお、応募者が概ね 5 者以内の場合は、選定審査委員会審査部会において参加表明書および添付書類をもとに参加資格を確認し、適格者のみについて第二次審査を実施する。

ただし、一次審査点において、各審査員の合計点の平均が 5 割未満の場合は、第一次審査通過者とはしない。

イ 第一次審査の評価基準

第一次審査の評価項目および判断基準は、以下のとおりである。

【第一次審査の評価項目および判断基準】

評価項目	評 価 の 着 目 点				
				判 断 基 準	評価の ウェイト
1. 事務所の 適格性 (10点)	事務 所	資格 要件	業務 実績 過去20年間の実績の 内容	平成18年4月1日から審査基準日までに完了した、美術館または博物館の新築、増築または改築にかかる建築設計業務の実績(元請の実績に限る。基本設計または実施設計の種別は問わない。)があること。 なお、上記以外の場合は特定しない。	必須条件
		専門 技術 力	業務 執行 技術 力 過去20年間の同種または類似業務の実績の内容	平成18年4月1日から審査基準日までに設計業務が完了した、同種または類似業務の受託実績がある場合は加点する。(同種・類似の実績は 最大2件まで 提出が可能とする。) ①同種業務の実績がある(5点)。 ②類似業務の実績がある(2.5点)。	10 点
2. 予定技 術者の経 験および能 力 (20点)	管理 技術 者(建 築)	資格 要件	技術者資格およびその専門分野の内容	下記資格を有する者とする。 ・一級建築士 なお、上記以外の場合は特定しない。	必須条件
		専門 技術 力	業務 執行 技術 力 過去20年間の同種または類似業務の実績の内容	平成18年4月1日から審査基準日までに設計業務が完了した、同種または類似業務に管理技術者または担当主任技術者として従事した実績がある場合は加点する。(同種・類似の実績は 最大2件まで 提出が可能とする。) ①同種業務の実績がある(4点)。 ②類似業務の実績がある(2点)。	8 点
	総合 担当 主任 技術 者(建 築)	資格 要件	技術者資格およびその専門分野の内容	下記資格を有する者とする。 ・一級建築士 ・審査基準日時点の手持ち業務が5件未満であること。 なお、上記以外の場合は特定しない。	必須条件
		専門 技術 力	業務 執行 技術 力 過去20年間の同種または類似業務の実績の内容	平成18年4月1日から審査基準日までに設計業務が完了した、同種または類似業務に管理技術者、担当主任技術者または担当技術者として従事した実績がある場合は加点する。(同種・類似の実績は 最大2件まで 提出が可能とする。) ①同種業務の実績がある(3点)。 ②類似業務の実績がある(1.5点)。	6 点
	構造 担当 主任 技術 者(建 築)	資格 要件	技術者資格およびその専門分野の内容	下記資格を有する者とする。 ・構造設計一級建築士 なお、上記以外の場合は特定しない。	必須条件
		専門 技術 力	業務 執行 技術 力 過去20年間の同種または類似業務の実績の内容	平成18年4月1日から審査基準日までに設計業務が完了した、同種または類似業務に管理技術者、担当主任技術者または担当技術者として従事した実績がある場合は加点する。(同種・類似の実績は 最大2件まで 提出が可能とする。) ①同種業務の実績がある(3点)。 ②類似業務の実績がある(1.5点)。	6 点
	設備 担当 主任 技術 者(建 築)	資格 要件	技術者資格およびその専門分野の内容	下記資格を有する者とする。 ・設備設計一級建築士(電気設備または機械設備) なお、上記以外の場合は特定しない。	必須条件
	管理 技術 者(公 園)	資格 要件	技術者資格およびその専門分野の内容	下記資格を有する者とする。 ・技術者(部門指定:造園)または技術士(建設部門(都市及び地方計画))または総合技術監理部門(都市及び地方計画)	必須条件
照査 技術 者(公 園)	資格 要件	技術者資格およびその専門分野の内容	・上記の予定技術者については、建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、ランドスケープデザイン等に関し、一級建築士の免許を受けた後5年以上の実務経験を有する者としてすることができる。 なお、上記以外の場合は特定しない。	必須条件	
3. 実施方 針・実施フ ロー・工程 表・考え方 (120点)	業務理解度		実施方針	目的、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 極高(16)、高(12)、普通(8)、低(4)、極低(0)	16 点
	実施手順		実施フロー、工程計画の妥当性	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 極高(16)、高(12)、普通(8)、低(4)、極低(0)	16 点
	新しい美術館に対する考え方			新しい美術館に対する考え方の妥当性や魅力度について評価する。 極高(88)、高(66)、普通(44)、低(22)、極低(0)	88 点
計 150 点					

(2) 第二次審査

ア 第二次審査の方法

第一次審査を通過した者について、選定審査委員会審査部会が技術提案書および添付書類、プレゼンテーションならびにヒアリングにより、下記の評価基準に基づいて審査を行う。第二次審査の結果から評価点を算出し、評価点が最も高い者を契約予定者として特定する。評価点が2番目に高かった者から順番に補欠契約予定者とし、契約予定者が辞退した場合は、補欠契約予定者が契約予定者となる。

ただし、二次審査点において、各審査員の合計点の平均が5割未満の場合は、契約予定者および補欠契約予定者とはしない。

イ 第二次審査の評価基準

第二次審査の評価項目および判断基準は、以下のとおりである。

【第二次審査の評価項目および判断基準】

評価項目	評 価 の 着 目 点			評価の ウェイト
			判 断 基 準	
1. 経済性 (25点)	見積価格に対する経済性の確認		見積価格が適正で、費用対効果が高いか評価する。 ・次のとおり、委託上限額に対する比率に応じた点数とする。 委託上限額の80%未満 …評価点の満点 委託上限額の80%以上85%未満…評価点の満点の80%の点 委託上限額の85%以上90%未満…評価点の満点の60%の点 委託上限額の90%以上95%未満…評価点の満点の40%の点 委託上限額の95%以上 …評価点の満点の10%の点	25 点
2. 実施方針・実施フロー・工程表 (20点)	業務理解度	実施方針	目的、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 極高(10)、高(8)、普通(5)、低(3)、極低(0)	10 点
	実施手順	実施フローの妥当性	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 極高(5)、高(4)、普通(3)、低(2)、極低(0)	5 点
		工程計画の妥当性	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 極高(5)、高(4)、普通(3)、低(2)、極低(0)	5 点
3. 特定テーマに対する技術提案内容 (205点)	テーマ1		テーマに対する設計方針、基本的な考え方が的確に示され、必要なキーワードが網羅されている場合に優位に評価する。 極高(50)、高(38)、普通(25)、低(13)、極低(0)	50 点
	テーマ2		テーマに対する設計方針、基本的な考え方が的確に示され、必要なキーワードが網羅されている場合に優位に評価する。 極高(35)、高(27)、普通(18)、低(9)、極低(0)	35 点
	テーマ3		テーマに対する設計方針、基本的な考え方が的確に示され、必要なキーワードが網羅されている場合に優位に評価する。 極高(35)、高(27)、普通(18)、低(9)、極低(0)	35 点
	テーマ4		テーマに対する設計方針、基本的な考え方が的確に示され、必要なキーワードが網羅されている場合に優位に評価する。 極高(35)、高(27)、普通(18)、低(9)、極低(0)	35 点
	テーマ5		テーマに対する設計方針、基本的な考え方が的確に示され、必要なキーワードが網羅されている場合に優位に評価する。 極高(50)、高(38)、普通(25)、低(13)、極低(0)	50 点
※一次審査点および二次審査点において、各審査員の合計点の平均が5割未満の場合は、優先交渉権者とはしない。				計 250 点

(3) 第二次審査におけるプレゼンテーションおよびヒアリング

ア 第二次審査では、以下のとおりプレゼンテーションおよびヒアリングを公開にて予定している。

(ア) 実施場所 大津市内（予定）

(イ) 実施日時 令和9年3月上旬（予定）

1者30分間（説明は15分程度とし、質疑応答を15分程度行う）

（各者指定時間について、第一次審査通過者に後日通知する）

(ウ) 出席者 予定する管理技術者および総合担当主任技術者を含むこととし、主な説明者は業務の履行期間に主に発注者と対応することになる者とする。また、管理技術者および総合担当主任技術者を中心とすること。

(エ) プロジェクターによるプレゼンテーションとし、提出資料（技術提案書）を中心に説明をすること。動画（建物は、詳細設計でないこと）を用いる場合は、動画の時間を3分以内とすること。

(オ) プレゼンテーションで模型を補助的に用いる場合は、スケールを1/300とすること。（必ずしも作成する必要はない。）

(カ) (3)ア(オ)の資料を用いる場合は、技術提案書の提出と同時に資料を提出すること。模型においては写真による提出とする。

(キ) その他 日程等は一次審査結果とあわせて通知する。

イ ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。

ウ ヒアリング時の追加資料は受理しない。

(4) 審査結果の通知

ア 第一次審査結果の通知

令和8年12月24日（木）（予定）に書面により通知する。

イ 第二次審査結果の通知

令和9年3月10日（水）（予定）に書面により通知する。

(5) 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面により通知する。なお、第一次審査の結果、技術提案書の提出を要請しなかった者についても本項に準じて取り扱う。この場合は「特定」とあるのを「選定」に読み替える。

イ (5)アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、滋賀県知事に対し非特定理由について説明を求めることができる。

ウ (5)イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない）以内に書面により行う。

エ 非特定理由の説明書請求の受付場所および受付時間は以下のとおりである。

(ア) 受付場所 1(5)に記載の事務局

(イ) 受付時間 午前9時から午後4時まで

6 その他

(1) 公募型プロポーザルの説明書の内容についての質問の受付および回答

ア 質問は、文書（様式11）に記載し、メールにより提出するものとする。提出先に着信確認を行うこと。

(ア) 質問の受付担当部局 1(5)に記載の事務局に同じ。

(イ) 質問の受付期間は、次のとおりとする。（受付期間内に必着のこと）

(a) 参加表明書等に関する質問 公告日から令和8年11月4日（水）午後4時まで

(b) 技術提案書等に関する質問 公告日から令和9年1月12日（火）午後4時まで

で
イ 質問に対する回答は、すべての質問および回答を総括書としてとりまとめ、1 (5) に記載の事務局のホームページに掲載する。なお、質問の最終回答日は次のとおりとする。

(ア) 参加表明書等に関する質問の最終回答 令和8年11月11日 (水)

(イ) 技術提案書等に関する質問の最終回答 令和9年1月19日 (火)

(2) その他の留意事項

ア 参加表明書等および技術提案書等（以下「提出書類等」という。）の作成、提出およびヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。なお、第二次審査に参加した契約予定者を除く者には、1 者あたり75万円の報償費を支払う。

イ 提出書類等に虚偽の記載をした場合には、提出書類等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止の措置を行うことがある。

ウ 提出書類等は、返却しない。また、提出書類等は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、提出されたすべての書類は、滋賀県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となるが、提出者に無断で公開することはない。

エ 提出書類等の提出後において、原則として提出書類等に記載された内容の変更を認めない。また、提出書類等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

オ 技術資料に関する手続きについての問い合わせには応じるが、業務内容等の問い合わせには応じない。問い合わせは、文書でのみ受け付ける。

カ 本説明書中の受付期間等については、土曜、日曜、祝日を除く。また、時間帯については、正午から午後1時までを除く。

キ 提出書類等は一般に公開（個人情報等は非公開）されることが想定され、各種資料の作成にあたり、著作権の取り扱いには十分留意すること。

ク AI を活用して図などの資料を作成した場合は、提出書類等にその旨を記載すること。なお、使用の有無は評価に影響しない。

7 滋賀県建設コンサルタント等選定審査委員会審査部会

(1) 設置目的

公募型プロポーザル方式により滋賀県立美術館増築その他業務委託にかかる基本設計および実施設計を行う事業者を選定するために必要な事項を審査するとともに、その選定手続きに関し必要な事項を調査審議することを目的とする。

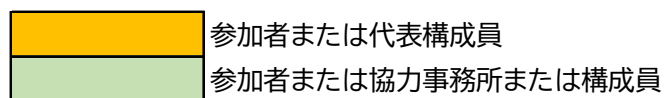
なお、滋賀県建設コンサルタント等選定審査委員会審査部会の委員は、設計者の選定後も発注者支援等を行うことを検討している。

(2) 委員

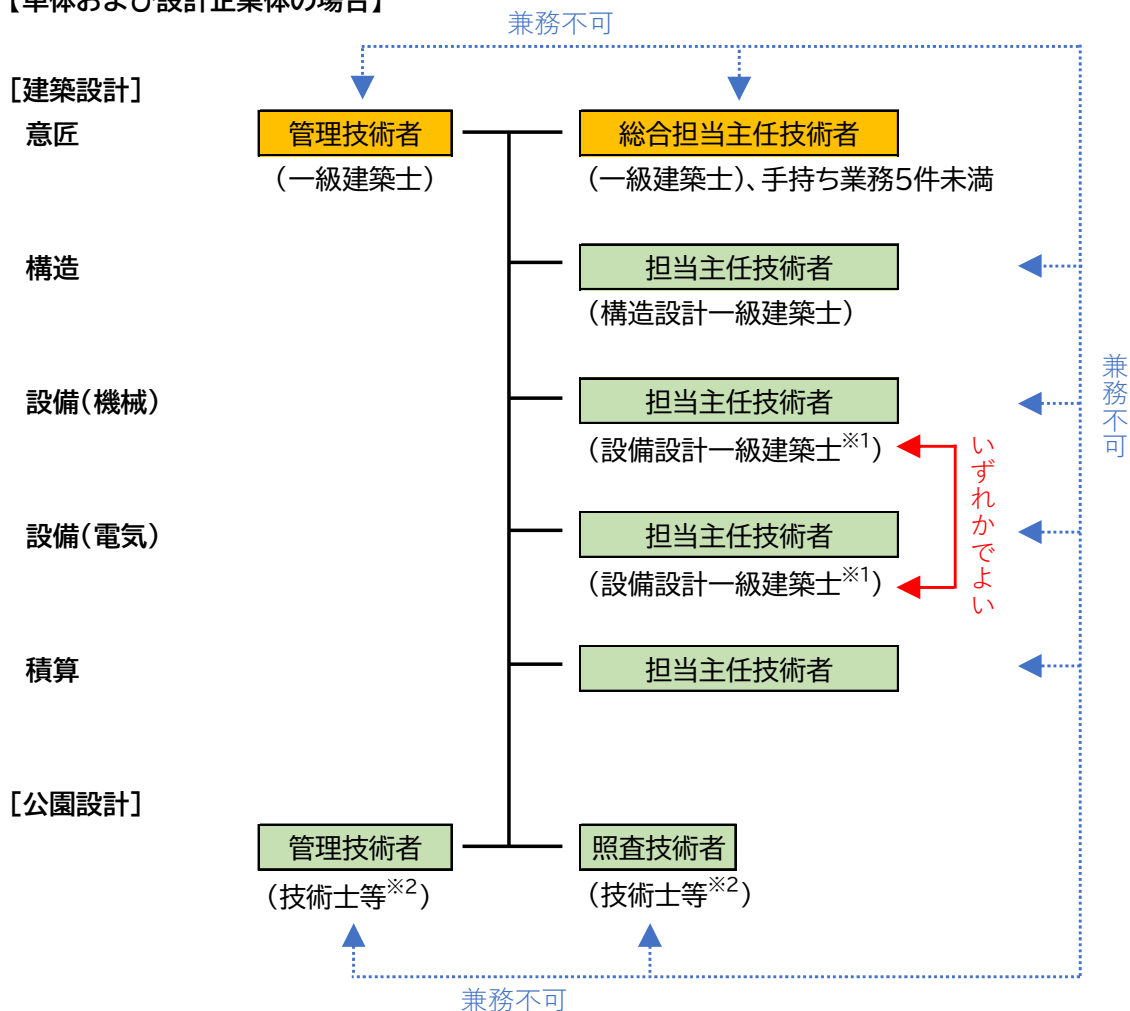
(敬称略、五十音順)

氏 名	所属・役職等	分野	備考
岡崎 真理子	グラフィックデザイナー REFLECTA, Inc. 主宰	デザイン	
小野田 泰明	建築学者、建築計画者 東北大学大学院工学研究科教授 日本建築学会会長	建築計画	
高橋 晶子	建築家 ワークステーション主宰 武蔵野美術大学建築学科教授	建築デザイン	副委員長
内藤 廣	建築家 株式会社内藤廣建築設計事務所 代表 多摩美術大学学長、東京大学名誉教授	建築デザイン 構造 ランドスケープ	委員長
保坂 健二郎	滋賀県立美術館 ディレクター（館長）	美術館運営	

8 (参考) 管理技術者・担当主任技術者の配置イメージ



【単体および設計企業体の場合】



※1 電気設備担当主任技術者または機械設備担当主任技術者のいずれかでよい。

※ 2 建築士法による一級建築士の免許を受けている者で、ランドスケープデザイン等に関し、一級建築士の免許を受けた後 5 年以上の実務経験を有する者とすることができる。

※3 各技術者について、本プロポーザル以外の業務との兼務は可能とする。

※4 総合担当主任技術者は、手持ち業務の件数が5件未満である者とする。